

曾於南部

土地改良区だより

第 8 号
平成 27 年 10 月



主な記事

理事長あいさつ.....	P 2
定款・規約・規程等の改正についてのお知らせ...	P 3
水土里（みどり）の窓口.....	P 6
平成 27 年度主要計画から	P 8
土地改良施設見学のご案内.....	P 10

(発行)

曾於南部土地改良区

〒899-8313

鹿児島県曾於郡大崎町野方6482-7

TEL : 099 - 471 - 0171

FAX : 099 - 471 - 0172

ごあいさつ

県営事業完了を見据え

末端散水施設の整備と水利用を促進します

曾於南部土地改良区理事長（志布志市長） 本 田 修 一



組合員の皆様におかれましては、平素から曾於南部土地改良区の運営に多大のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、今年エルニーニョ現象の影響を受けて本県各地で長雨による農作物被害が報道されているところであり、当地区においても茶をはじめとして、ほぼすべての作物について生産量、品質等の低下、市況の低迷等を受けており、農家の皆さん方の苦境を察すると心が痛む思いでございます。

県営畑地帯総合整備事業につきましては、順調に事業推進が図られておりまして、本年6月30日現在の水利面積は、約987haに達し、率にして約25%に達しております。

昨今の我が国を巡る政治・経済状況は一段と厳しさを増してきておりますが、7月末の大筋合意に至らなかった環太平洋連携協定（TPP）は、8月中の閣僚会合再開が難しくなり、今後の展開が不透明となりましたが、国会決議に沿った重要5品目など「聖域」堅持はこれからが正念場といえます。

ところで、7月10日に開かれた自民党内の農林関係会合の中で、課題となる土地改良事業と飼料用米の予算確保に向けて党三役が足並みを揃えて農業予算確保に取り組む旨の決意表明があり、ここ数年低迷している農業農村整備事業の予算確保にとって大変心強く思っているところでございます。

国・県等においても厳しい財政の中から当畑かん事業に対して予算措置をいただいておりますので、円滑な事業の実施と併せて受益農家において、水利用を核とした農業経営が早期に定着し、わが国の食料供給基地として一層の発展を促進できるよう私達も全力を挙げて取り組んでいく必要があります。

このようなことを踏まえ、私としましても現在推進中の県営事業を核として、組合員農家による末端散水施設の整備と水利用の促進を強力に展開し土地改良区の経営安定を図って参る所存でございます。

これらのことを踏まえながら本年度も引き続き水利利用組合の育成と研修に努めて参りますので組合員各位の一層のご理解とご協力をお願いしまして発行のご挨拶とします。

● 第11回総代会が開催されました

平成27年3月24日、大崎町中央公民館に於いて、曾於南部土地改良区第11回総代会が開催されました。総代会には64名中43名の総代の方々と、曾於畑地かんがい農業推進センターの有村裕之所長をはじめ多数の来賓の方々にご参加いただき、盛大に開催されました。提案されましたすべての議案は、総代の皆様の満場一致で可決されました。



<主な議決事項>

- ・平成25年度事業報告について
- ・平成25年度一般会計及び特別会計決算について
- ・平成26年度補正予算の承認について
- ・平成27年度事業計画について
- ・平成27年度一般会計及び特別会計予算について
- ・曾於南部土地改良区定款の一部改正 ほか

●定款・規約・規程等の改正についてお知らせ（平成27年4月1日以降）

農林水産省による土地改良区定款例等の一部改正の通達により、以下の一部改正を行いました。

規約・規程等の別	内 容	目 的
定 款	事業の列挙	土地改良区の事業内容を明確にするため
役員選任規程	年令⇒年齢	字句の訂正
規 約	理事会の補助機関として「内部統制委員会」を追加	不祥事の未然防止を図るための体制整備
	会計主任及び個人情報保護管理者の追加	個人情報の適切な取り扱いのための体制整備
地区除外等処理規程	意見書発行の根拠	関係条項の変更

◆平成27年度 第1回理事会を開催◆

平成27年7月28日に、第1回理事会が開催されました。平成26年度事業報告、収支決算、平成27年度補正予算、要綱の改正、新事務局長の選任など、提案されたすべての議案が承認されました。



— — — — 《議決事項》 — — — —

- ・平成26年度事業報告について
- ・平成26年度財産目録について
- ・平成26年度一般会計収支決算について
- ・平成26年度特別会計収支決算について
- ・平成27年度一般会計補正予算（第1号）（案）について
- ・平成27年度特別会計補正予算（第1号）（案）について
- ・曾於南部土地改良区水利用管理組合要綱の一部改正（案）について
- ・曾於南部土地改良区事務局長の選任について

●国会議員への要望活動

国営事業により畑かんが整備された鹿児島県3地区、宮崎県6地区の自治体と土地改良区で組織する南九州畑地かんがい事業推進連絡協議会は、平成27年4月10日に農林水産省及び鹿児島・宮崎両県選出の国会議員に対し、畑地かんがい事業に関する要望をおこない、当土地改良区からは本田理事長が参加されました。



衆議院会館にて

<要望の内容>

土地改良事業関連予算の重点的な確保

土地改良財産の適正な管理のために必要な制度の創設

土地改良財産の長寿命化を図り次世代へ継承するための支援

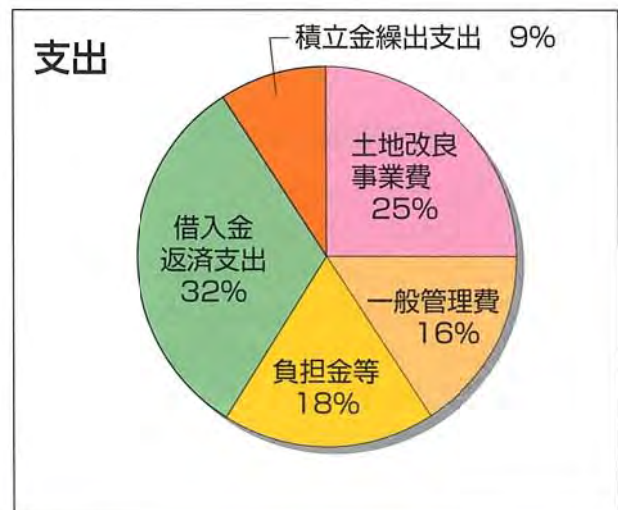
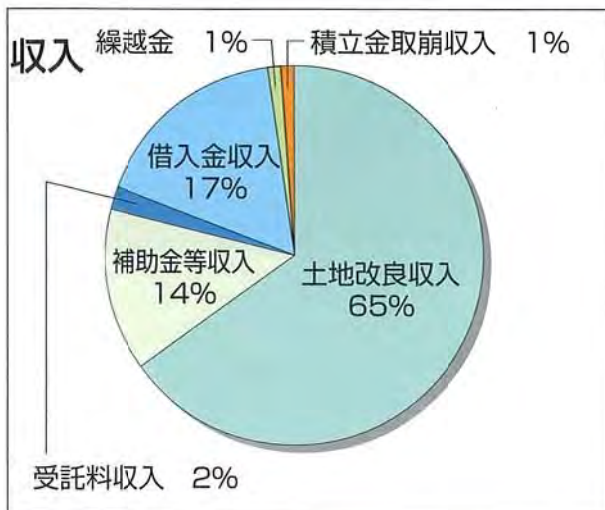
● 財務状況の公表 (平成25年度一般会計決算)

曾於南部土地改良区会計細則第63条により、財務の状況をお知らせします。

1) 予算の執行状況

(単位：円)

平成25年度一般会計決算					
収入		支出			
1	土地改良収入	149,831,724	1	土地改良事業費	56,241,102
2	付帯事業収入	19,465	2	一般管理費	36,408,331
3	特定資産運用収入	1,567	3	負担金等	40,206,100
4	補助金等収入	31,190,000	4	借入金返済支出	73,005,367
5	受託料収入	4,095,000	5	固定資産取得支出	0
6	雑収入	461,383	6	積立金繰出支出	20,306,000
7	借入金収入	39,835,000	7	特別会計繰出額	206,311
8	積立金取崩収入	2,000,000	8	予備費	0
9	特別会計収入	0			
10	繰越金	2,442,022			
	計	229,876,161	計		226,373,211
	収入計		支出計		3,502,950



(単位：円)

平成25年度特別会計収支決算			
名称	収入	支出	差引額
小水力発電事業	29,551,216	28,543,012	1,008,204
退職積立金	9,380,100	0	9,380,100
用地取得業務	1,851,732	0	1,851,732
農地転用決済金	0	0	0

2) 財産・区債及び借入金の残高

(単位：円)

区分	名称	内容	金額
資産	1 流動資産	預金及び未収金	6,713,020
	2 固定資産	車両運搬具・工具器具等	10,952,735
	3 その他固定資産	小水力発電事業修繕引当積立金ほか 5	91,617,199
負債	4 県営事業負担金	日本政策金融公庫資金ほか 1	388,265,257

おじゃましま〜す!!

～畑かん水利用農家をたずねて～

曾於郡大崎町野方（釜ヶ宇都）

入部 昭 和・美智子 さんご夫妻



◆果樹栽培農家を訪ねて…

曾於南部地区は、マンゴー、ハウスミカン、デコポン、パッションフルーツを中心とした施設果樹の鹿児島県内トップの産地です。

今回は、大崎町野方の入部さんご夫妻のハウスにおじゃましました。

3棟のハウスでパッションフルーツ 10 アール、ゴーヤとナス 20 アールを栽培されています。パッションフルーツは、2年前から栽培を始めたとのこと。

◆栽培にあたって…

パッションフルーツは亜熱帯植物です。冷え込む時期は、ハウスを暖房しなければなりません、少しの暖房で済むので、燃料を多く必要としない植物とのこと。

4月～6月が開花期で、1個ずつ丁寧に人工授粉させるため、この時期が一番手間がかかるとのこと。

受粉して膨らみだした果実が紫色に熟し、やがて自然に落下します。落ちたパッションフルーツがキズものにならないように拾い集めて出荷します。6月～7月下旬が収穫期とのこと。

天気の良い昼間は、ハウスの温度が上がり過ぎないようにビニールを開けて調整しますが、パッションフルーツは、直接に水がかかるのを嫌うようで、にわか雨が降ると、あわててビニールを閉めなければならないため気が抜けないとのこと。

実ったパッションフルーツや野菜を、「遠くに住む孫のために送っているんだ」と、嬉しそうにお話ししてくださいました。

◆出荷先について…

J Aに出荷していて、キズ物でもジュースなどの加工用として引き取ってもらえるため大変ありがたいとのこと。

主に東京市場に出荷されるようですが、市場ではパッションフルーツが不足していて、もっともっと生産農家を増やして生産量を上げてほしいという要望があるとのこと。

パッションフルーツに対する鹿児島県内の需用は、ほとんど無いようで、「食べ方など発信して、認知度が上がればいいのに」とお話ししてくださいました。

◆畑かんの利用について…

栽培している作物は水の管理が重要で、以前は雨水を溜めて使用していましたが、日照り続きで溜め水が無くなると、水くみ作業が大変だったとのこと。畑かんを使うようになってからは、水の心配がなくなり散水も楽になったと喜んでお話ししてくださいました。

畑かんを管理する者として、とても嬉しく思いました。これからも夫婦お元気で頑張ってください。



みどり 水土里の窓口

曾於南部土地改良区は、2課体制で、それぞれ2つの係があります。そこで前回に引き続き、シリーズの形で各課及び係単位でおこなっている業務や新たな取り組みを組合員農家の皆さん方へお伝えしたいこと、お願い等について紹介してまいります。

《総務課》



畑の売買・組合員資格の変更などは「届出」が必要です。

畑かん地区内の農地を売買・相続、組合員の経営移譲、死亡等所有者の名義が変更になった場合、農業委員会や市町、法務局で手続きをしても、土地改良区台帳の名義は変わる事はありません。組合員を変更する届出が必要です。



組合員

土地の売買、相続等
組合員の経営移譲、死亡等

「組合員資格得喪通知書」の提出



土地改良区

※「組合員資格得喪通知書」は土地改良区に準備してあります。



賦課金の変更

畑かん利用者の変更、賦課種別の変更、利用休止は届出が必要です。

届出書「畑地かんがい給水利用変更申請書」・「畑地かんがい給水（休止・廃止）申請書」は土地改良区に準備してあります。

賦課金の納入は便利な口座振替をご利用ください

賦課金の納入はそお鹿児島農協、あおぞら農協の口座をお持ちであれば口座引落ができます。

手続きはとっても簡単 ※口座振替用紙は、農協窓口にあります。



賦課金は、納入期限までに納入しましょう

納入期限を過ぎますと滞納日数に応じて年 **14.6%の延滞金（日歩4銭）** 及び督促手数料（1回につき **100円**）が加算されますのでご注意ください。

◎賦課金の納入時期

科目	賦課期日	納入期限	延滞金	過怠金	
運営賦課金	茶（防霜）	5月1日	5月31日	年利 14.6% （日歩4銭）	1回につき 100円
	普通畑・ハウス	11月1日	11月30日		
特別賦課金	1月1日	1月31日			

《管理課》



水利用管理組合の活動

平成 26 年 12 月に総括組合長 1 名、地区組合長 13 名、班長 45 名で組織する水利用管理組合が設立されました。限りある水と施設の有効活用を目指し、水利用管理組合の協力を得ながら、土地改良区と共に**節水の徹底、盗水の監視、排泥作業、応急措置**への対応をおこないます。



施設の維持補修

厳しい干ばつの年でも、畑かんを利用して作物が栽培できるように水利用を推進します。

県営事業で散水器具を導入する場合の負担金は、20.25%です。年間の水利用料金は右表のとおりです。

	10 アール (年間)	10 アール (1日あたり)
普通畑	3,600円	9.8円
ハウス	6,000円	16.4円
茶 (防霜)	12,000円	32.8円

事業の啓発推進

設置された畑かん施設については、年数が経過するにつれて施設の補修が増加傾向にあります。中でも給水栓の破損、埋設管の漏水などが主ですが、畑かん用水を安心して利用できるように水利用班長の協力を得ながら迅速に対応しています。



輝北ダムの敷地内は立入禁止区域です。

輝北ダムの敷地内は、危険防止、維持管理上のため立ち入り禁止にしています。魚釣りも禁止です。

立入防止柵を壊したり、禁止区域への不法な侵入は法により罰せられます。発見した場合は**警察に通報**されます。



監視カメラ作動中！

ダム周辺には監視カメラが設置されています。

外来魚密放流も禁止！



ダムの藻類発生を抑制する超音波装置を設置しました。



国の補助事業である基幹水利施設管理事業により藻類の発生を抑制する超音波装置を導入しました。

超音波の振動で藻類の細胞を破壊して処理します。藻類にのみ作用し魚類や植物には影響を与えない装置です。

土地改良区では、この装置の効果を調査していきます。

●畑かん用水利用の実証ほ場のご案内

へにはるか（サツマイモ）の活着促進に畑かん用水を活用

○実証の方法

定植時の活着水として散水チューブを使用して散水を行ったところと無散水箇所の比較を行いました。

○実証の結果

散水…まんべんなく活着している。
無散水…所々活着せず、まばらになっている。

※確実に散水の効果はみられた。



実証ほ場の紹介

市町名	地区	品目	設置期間	散水器具
志布志市	伊崎田	ソルゴー	6月～10月	レインガン
大崎町	井俣	焼耐用さつまいも	4月～5月	噴射ホース
大崎町	野方	ローズグラス	6月～10月	噴射ホース



散水器具実演をご覧になりたい方は、土地改良区へご相談ください。

●平成27年度主要計画から

補助事業導入のための計画推進

畑かん施設は経年と共に劣化します。耕作者が安心して水利用できるように、長期的・年次的計画で施設の整備補修が必要となります。そのために土地改良施設維持管理適正化事業、国営造成施設管理体制整備促進事業、国営施設機能保全事業の導入を計画しています。

○土地改良施設維持管理適正化事業

畑かん施設の定期的な整備補修を行うための補助事業。
(負担割合：国 30% 県 30% 地元 40%)



○国営造成施設管理体制整備促進事業

畑かん施設は、農業以外の防火用水や環境用水としても利用されています。この農業以外の水利用に対して地域の皆様や地方公共団体の理解と参画を得つつ、地域全体で施設を管理するための補助事業です。

(負担割合：農業利用以外の多面的経費に対して国 50% 地元 50%)



○国営施設機能保全事業

国が造成した基幹的な畑かん施設等を対象に、施設の機能を長期にわたり保全する長寿命化対策として、補修・補強等を実施するための補助事業です。

(負担割合：国 2/3 地元 1/3)



● 畑かん施設の有効活用のために（よくあるトラブル）

給水栓を焼損し漏水発生



発生の原因

給水マスの中でゴミを焼いたために給水栓及び配管が焼損し漏水した。

発生後の処置

原因者が畑を後にしてから漏水発生。通行人から連絡があり、職員が止水した。

修理額（原因者負担）

約 10 万円

予防措置

野焼きは法律により禁止されています。絶対にしてはいけません。

断水で、ほかの水利用者へ散水車等の手配を依頼された場合は、原因者がすべての費用を負担することになります。

散水器具の点検は日頃から



霜害発生

発生の原因

コントローラの電池を新品に交換していなかった。

予防措置

春防霜前にコントローラの電池を新品に交換する。



凍結による器具破損

冷え込む時期は、散水器具を使用した後は、必ず水抜きをしましょう！

いずれの事故も原因者として復旧に高額負担が発生しますので注意してください。

(漏水、給水栓の破損)



こんな時は、土地改良区にご一報ください



(畑かん施設による道路等の異常)

給水栓を破損したり、道路からの漏水を発見した場合は、土地改良区にご連絡ください。

職員が 365 日 24 時間体制で対応しています。

TEL : 099-471-0171

夜間、休日は、当番職員の携帯電話に転送されますので、転送アナウンスが流れるまでお待ちください。



(私たちが施設を管理しています)

● 土地改良施設見学のご案内

輝北ダムを始めとする畑かん施設への理解を深めるため、施設見学をご案内します。

「水」と「緑」をテーマに大規模畑かん事業で造成された県下で3番目の貯水量を誇る輝北ダム、日本一の伊崎田ファームポンド、晴天の日は霧島連山、桜島、開聞岳や雄大な志布志湾を見渡せる松ヶ鼻ファームポンドなど色々な施設の見学ができます。

農業用水としての水の流れの仕組みなど、広大な自然の恵みや水の大切さを肌で感じる良い機会となります。

見学希望の方は、事前に土地改良区へご連絡ください。



畑かんについて学ばれた曾於市の女性農業者のみなさま



グリーンツーリズムでファームポンドを見学した奈良県の平群中学校の生徒さん

曾於南部土地改良区
TEL：099-471-0171

● 県営畑かん事業は平成29年度まで延長されました

対象地区	曾於南部地区～第五曾於南部地区		
	28年度	29年度	備考
散水器具導入申込期限	→		補助事業により20.25%の自己負担額で散水器具を導入できます。
事業期限	→		

補助事業が終了すると
100%
自己負担となります

● 土地改良施設のボランティア活動

(三州管工業のみなさま)

調整池の排水溝を補修していただきました。



(市成建設のみなさま)

ダム上流のゴミ拾いをしていただきました。



(県測量設計協会のみなさま)

ダム公園のゴミ拾いをしていただきました。



後記



夏の寝苦しい熱帯夜、朝になるとカラスの目覚ましがやってくる。深夜に、熟睡モードに突入するが、あっという間に夜が明けると同時にカラスの合唱が始まる。

寝不足で慌てふためいて起きて、電柱に留まったカラスを追い払うと、益々合唱が激しくなる。

ようやく暑い夏を乗り切って、秋の夜長の鈴虫の心地よい音色を楽しんでいる日々であります。

(事務局：中島)